

17世紀貝摺奉行所製と推定される螺鈿漆器の再検討
— 貝摺奉行所製螺鈿漆器の山水表現に関する考察 —

伊禮 拓郎

Reexamination of mother-of-pearl inlay lacquerware estimated
to have been made in the Kaizuri Bugyosho in the 17th century

Takurou IREI

沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要 第17号別刷

2024年3月15日

Reprinted from the
Bulletin of the Museum, Okinawa Prefectural Museum and Art Museum, No.17
March, 2024

17世紀貝摺奉行所製と推定される螺鈿漆器の再検討 — 貝摺奉行所製螺鈿漆器の山水表現に関する考察 —

伊禮 拓郎¹⁾

Reexamination of mother-of-pearl inlay lacquerware estimated
to have been made in the Kaizuri Bugyosho in the 17th century

Takurou IREI¹⁾

序

沖縄県立博物館・美術館の螺鈿漆器を代表する資料の一つに黒漆山水楼閣人物螺鈿机（登録番号：9541、図1～3・以下、本資料）がある。

本資料は、戦後最初の博物館「OKINAWAN EXHIBIT」（沖縄陳列館¹⁾）の館長・大嶺薫（1907-1970）が旧蔵していたもので、薫の死後に米夫人が創設した「大嶺薫美術館」で展示され、同館閉館後の1985年に当館へ寄贈されたという来歴を持つ。薫以前の来歴についてはわかっていない。

天板を中心に精緻な螺鈿技法で山水図等を表現するのが特徴で、1992年に県指定有形文化財に指定された。『平成元年度 文化行政要覧』²⁾には、指定理由について次のように記されている。

両端に筆返しのついた天板と、くり窓のついた平足部からなる螺鈿の机である。全面に螺鈿の山水・楼閣・人物の模様がほどこされている。鳥瞰的な構図で、縦線と横線の構成がみごとに均衡がとれて、風景を大きく見せている。裏は、四隅に異なる花卉を配した単純な構図になっている。夜光貝の色が黒漆の上に燦然と輝き、視覚によって七色に変化する。絵の中の人物や草木、花等はより写実的に表現され、モチーフも豊富になっており、高度な技法が見られる。17世紀ごろの王府貝摺奉行所の製作と推定される。琉球漆器のみならず、わが国の漆工史の上でも重要な地位を占める工芸品である。

高い螺鈿技術を理由に指定され、その技術の高さゆえに17世紀貝摺奉行所製と推定されているが、年代がはっきりしている同時期の基準作例や類例は確認されていない。そのため、17世紀とする根拠や貝摺奉行所製であるという明確な根拠は確認できない。

本論では、現存する貝摺奉行所製漆器との比較から本資料の製作地や年代について再検討し、貝摺奉行所製漆器における山水表現の考察を行う。

1. 黒漆山水楼閣人物螺鈿机の特徴

総体を黒漆塗し、夜光貝を用いて加飾を施した高さ24.0cm、奥行39.5cm、幅100.5cmの文机である。煮貝で加工した螺鈿が各所に確認できる（図4）。面積の小さい貝は判断が難しいが、加飾すべてに煮貝を用いるか、あるいは煮貝と摺貝を併用している。CT撮影やレントゲン撮影を行っていないため木地構造ははっきりしない。しかし、天板や天板裏、脚部の木地露出部から見える木目から、針葉樹系の木材を用いていると判断される。また、塗膜が剥落した部分を観察する限りでは布着せは無く、極々薄い下地を施した後に黒漆を塗っているだけである（図5）。

天板には亀甲花菱の枠線と、その内に近景・遠景からなる山水楼閣人物図をあらわす。陸地には複数の楼閣が建ち、水面には複数の船が浮かぶ。また、画面左上の空には2匹の鳳凰が舞う。筆返しには波線の間には花菱をあらわし、天板側面には青貝を微塵蒔する。天板裏には、牡丹や菊、桜等の花卉文や花

¹⁾ 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 3-1-1
Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa 900-0006, Japan

枝文をあらわす。

団扇形の透かし窓のついた両脚は、外側には丸点と鋸歯文の枠線の内に山水樓閣人物図（図6・7）をあらわす。内側には牡丹や菊等の花枝文をあらわす（図8・9）。なお、両脚とも全く同じ構図の文様をあらわしている。足部の四面に松や梅等の花卉文をあらわす。

天板・脚側面の山水表現には、次の特徴がみられる。

- ① 地面を青貝微塵蒔で表現する（図10）
- ② 遠景の山は、輪郭線の内側に青貝を微塵蒔して表現する（図11）
- ③ 波は同じ幅の貝を密着して並べ、Z字または逆Z字に斜め線を効果的に配置する（図12）
- ④ 木の枝を同じ太さで表現する（図13）

2. 貝摺奉行所製螺鈿漆器について

『沖縄県史』³、『那覇市史』⁴に京都大学が所蔵する「道光・同治文書」⁵が掲載されて以降、安里進氏や金城聡子氏を中心に、貝摺奉行所製漆器の研究が本格的に進められてきた⁶。

特に、両氏が共著で記した中央卓や食籠の様式研究は、文書で記載されている寸法や文様等の特徴と現存資料の特徴が合致することを指摘し、貝摺奉行所製漆器の特徴を判断する基礎研究となっている。

器種に関係なく指摘されるのは、木地に刻苧・布着せを行い、三辺地下地を施して下～上塗を行うということである。

これらの先行研究等をもとに、貝摺奉行所製の山水螺鈿漆器を抽出したのが表1である。現存資料や写真資料等を含めると合計28点確認できる。

このうち、（一財）沖縄美ら島財団が所蔵する「黒漆山水樓閣螺鈿中央卓」（図14・以下、財団螺鈿中央卓）は、先行研究で示される18～19世紀貝摺奉行所製中央卓の特徴を有している。また、筆者の編年研究では器形の変化、文様表現の変化、技法の変化から同資料が18世紀の作と推定されることを指摘した⁷。

17世紀の貝摺奉行所製螺鈿漆器の基準作がないため、同じ貝摺奉行所製螺鈿漆器の中でも18世紀の特徴を持つ資料である財団螺鈿中央卓を用いて比較を行っていく。まずはその特徴をまとめる。

財団螺鈿中央卓は、総体黒漆塗で螺鈿による加飾

を施した中央卓である。

方形の天板には入隅を設け、天板⁸の入隅から伸びる溝は天板尻、格狭間を経由して脚部の付根まで達する。天板の縁は一段高く削り出されており、天板尻は内側に向かってなだらかなカーブを描く。

幕板と脚部は一体となっており、幕板は板の中ほどで食い込むように弧を描く。脚部は大きくS字に湾曲し、足先は丸く膨らむ猫足の形状である。

また、漆塗膜や螺鈿には部分的に剥離・剥落した箇所、修復の跡が見られる。

漆塗膜・木地の痩せのため、天・地板の見込みに針葉樹系の一枚板を使用していることが確認できる。しかし、経年劣化により天板尻部分と框部分から端ばめが飛び出ている。天板の端ばめは一本、地板の端ばめは二本確認できる。また天板・地板共にホゾ穴が確認でき、両鏡板のホゾ穴にはめて木地を組んでいると考えられる。

塗り工程は保存状態が良いため判断が難しいが、漆塗膜・木地の痩せの状況から、天板には布着せを行っていない可能性がある。

天板には、一本回線の内側に近景、中景、遠景からなる山水樓閣図（図15）をあらわす。右上の陸地には二本の木のそばに建つ小さな建物が一棟建ち、水面には帆を張った小舟が一艘ずつ浮かぶ。遠くには二つの山がそびえるが、裾野にいくにしたがって不鮮明になる。一段高くなった縁部分には菱形の連続文をあしらう。天板側面には青貝微塵蒔の地文様に梅文様をあしらう。同じ形のものもあり、全体で4パターンの梅花を使用している。

天板尻には一輪の牡丹を中心に、左右へ伸びる牡丹唐草文を四側面に施す（図16）。いずれも左右対称である。

格狭間には一本回線の枠内に格子花菱繫の地紋をあしらい、肉付けした木瓜形の窓枠をあける。窓枠内に施される宝尽文は各側面で異なり、向かって正面に分銅、左面に鹿角、背面に丁子、右面に軍配をあらわす。

幕板～脚にかけては、格狭間の角を起点に左右、脚先に向かって伸びる鉄線唐草文をあらわす（図17）。各角から伸びる唐草は、四つともに蔓の伸び方が若干異なる。

地板は、枠線の内側に近景と遠景からなる山水樓

框図をあらわす(図18)。陸地には東屋が建ち、水面には帆を張った小舟が二艘浮かぶ。遠くには山が二つそびえるが、裾野に行くにしたがって不鮮明になる。地板側面には一輪の牡丹を中心に、左右へ伸びる牡丹唐草文を四側面に施す(図19)。いずれも左右対称である。

框には、青貝微塵蒔の地文様に梅文様をあしらう。梅花は同じ形のものもあり、全体で四パターンの梅花を使用している。

各足には二輪ずつ菊唐草文をあらわす。各足の角に一輪ずつ菊花をあしらい、菊花を起点に左右へと唐草が伸びる。

天板・地板の山水表現には、次の特徴が見られる。

- ① 整地された地面は縁を方形の切貝で表現し、内側を方形の置貝で表現する(図20)
- ② 整地されていない地面や土坡等は、主に輪郭線の内側に長方形の切貝で表現する(図21)
- ③ 遠景の山は正方形の切貝の大きさを変えてグラデーション状に表現する(図22)
- ④ 波は、端になるにつれて細くなり、波と波の間には間隔を持たせる(図23)
- ⑤ 木の枝は先に行くにしたがって細くなる(図24)。

3. 財団螺鈿中央卓との比較

これらを踏まえ、本資料と貝摺奉行所製螺鈿漆器である財団螺鈿中央卓の山水表現を比較すると次のことがわかる。

- ① 整地された地面の表現
本資料は青貝微塵蒔を行うが、財団螺鈿中央卓は切貝で縁を表現し内側を置貝で表現する。
- ② 整地されていない地面や土坡等の表現
輪郭線を設けるといふ点は両資料ともに共通しているが、本資料は青貝微塵蒔で表現するのに対し、財団螺鈿中央卓は長方形の切貝で表現する。
- ③ 遠景の山の表現
本資料は輪郭線を設けその内側に青貝を微塵蒔するが、財団螺鈿中央卓はグラデーション状に並べた切貝で表現する。
- ④ 波の表現
本資料は同じ太さの直線の貝と貝を密着して

並べるのに対し、財団螺鈿中央卓は両端に行くにしたがって細くなる直線の貝を間隔を持たせて配置する。また、本資料はZ字・逆Z字の斜め線を配置するが、財団螺鈿中央卓は配置しない。

⑤ 枝の表現

本資料は先端でもおおむね同じ太さだが、財団螺鈿中央卓は先に行くにしたがって細くなる。

上記は財団螺鈿中央卓との比較だが、18~19世紀貝摺奉行所製とされる他の山水螺鈿漆器もほとんど同様の特徴を有しているため、本資料に見られる山水表現は同時期の貝摺奉行所のものと異なると言えるだろう。

なお、北京故宮博物院に琉球製とされる漆器が多数現存し、その一部が『北京故宮博物院沖縄関連文化財調査報告書』⁹に掲載されている。

この報告書に掲載されている黒漆山水人物螺鈿角皿(新43401)や黒漆船遊図螺鈿角皿(新128769)等には、整地した地面を青貝微塵蒔にし、同じ太さで波と波を密着させ、Z字または逆Z字に斜め線をあらわす資料がある。一見すると、琉球にもこのような表現があったと判断されそうだが、北京故宮博物院において「新」から始まる収番番号は、清朝から引き継がれた資料ではなく、その後に収蔵された資料である。先に上げた資料は琉球側から献上された来歴を持つ資料とは別で考える必要があるだろう。そのため、各資料の来歴を明らかにしない限り、琉球漆器として比較することはできない。

山水表現ではないが、本資料で用いられる牡丹は花卉が独立して表現するのに対し、財団螺鈿中央卓の牡丹は密着した花卉で表現する違いがある。貝摺奉行所で用いられる牡丹の表現とは異なると言えるだろう。

加飾だけではなく、髹漆工程等にも違いが見られる。本資料は天板裏や足に木地露出が露出している部分があるが、薄く下地を塗るだけで布着せは行っていない。木地露出部分からは、道光・同治文書に見られる「布着せ・三辺地」を確認することが出来ず、18~19世紀貝摺奉行所製漆器に共通する下地工程を踏んでいないことになる。

ただし、財団螺鈿中央卓のように貝摺奉行所製の現存資料には全面に布着せをしていないと思われる資料もあるため、本資料の一部露出している木地だけで布着せが無いと判断することはできない。

一方で、下地については貝摺奉行所製の現存資料と比べても明らかに薄塗りであるという違いがある。これ以上の比較はクロスセクション等の科学分析を行わないとわからないが、破壊分析を行う予定はないので本論ではここまでにとどめておく。

以上のことより、本資料は少なくとも18～19世紀貝摺奉行所製の山水螺鈿漆器の特徴は有していないと言えるだろう。

4. 螺鈿技法の問題

道光・同治文書には螺鈿漆器の材料として「煮貝」が多数出てくる。『琉球国由来記』には「煮貝者、康熙二十九庚午、関氏大見武筑登之親雲上憑武（後為嘉手納領主）、於杭州学之、翌癸酉、移教貝摺主取、神谷親雲上也。」とあり、これらの記述から貝摺奉行所製漆器に煮貝を使用していたのは間違いない。しかし、『琉球国由来記』の記述のとおり解釈するのであれば、琉球の螺鈿漆器で煮貝を用いるのは1690年以降となる。

本資料を琉球製であるとする場合、同時期の基準作例が無い場合17世紀末の10年間の作と限定できる根拠はない。ゆえに、17世紀貝摺奉行所製と判断することは極めて無理がある。

ただし、15～16世紀琉球螺鈿漆器とされる朱漆牡丹尾長鳥螺鈿卓（図25～26・県指定有形文化財、浦添市美術館）や朱漆花鳥螺鈿机（一財）美ら島財団）等にも煮貝が用いられている。文書記録との矛盾が生じるため、現存資料と文書記録を改めて検証しない限り、1690年以前に煮貝が無いとは言い切れないだろう。

仮に、18世紀の山水表現と異なることを理由に17世紀と判断しようにも、17世紀から18世紀への表現の変化を解明できていない現段階では、指定理由は根拠薄弱と言わざるを得ない。

螺鈿技法については、もう一つ検討しなければならない問題がある。それは青貝微塵蒔についてである。

貝摺奉行所製螺鈿漆器における山水表現で青貝微

塵蒔は、現時点では確認されていない。しかし、絵図資料を検討すると、地文様以外の部分にも青貝微塵蒔を行っていたことがわかる。

鎌倉芳太郎が撮影した「中城御殿 黒塗青貝中央卓」（図27）は、『琉球漆器考』¹⁰に形、文様配置が全く同じ「天保三年製大形中央卓」（図28）が掲載されている。中城御殿の中央卓の格狭間や脚部には地文様として青貝微塵蒔が施されており、『琉球漆器考』の中央卓の格狭間や脚にも点で青貝微塵蒔の表現が見られる。同じ表現が『琉球漆器考』の「弘化三年製貝摺重御硯箱」（図29）の雲にも見られる。雲を表す点の表現が青貝微塵蒔をあらわすのであれば、地文様以外にも青貝微塵蒔を行っていることになる。山水表現に青貝微塵蒔が無いという今回の指摘は、現在残されている資料からの検討結果であるため、「青貝微塵蒔が使用されている＝貝摺奉行所製ではない」とは言い切れない。山水図以外の表現や器形、材料等も含めてその都度検討が必要であろう。

5. 琉球以外の製作地の可能性

琉球における煮貝技法の伝来時期や、18～19世紀貝摺奉行所製漆器との技術的なつながりが見えないこと等から、本資料を17世紀貝摺奉行所製と断定することはできない。琉球製ではないとする場合、中国や日本漆器の可能性が考えられる。

中国漆器とする場合、山水草虫螺鈿角鉢（図30・東京国立博物館）等の清朝螺鈿に類例を見出すことができる。同資料は四側面に異なる文様を配置しているが、そのうちの一面に山水文様がある。整地された地面は無いが、遠景の山は輪郭線の内側に青貝微塵蒔を行う。波の表現は同じ幅に切った貝を密着して並べる。ただし、枝の表現は先に行くほど細くなるという違いがある。山水ではないが、秋草文様を配した面では地面を青貝微塵蒔している。

また、底面には「呉岳楨製」の銘がある。呉岳楨は清朝期に活躍した工匠であることが知られる。このことから、中国にも似た表現があると確認できる。むしろ、影響関係を考えると、中国から琉球・日本に表現が伝播したと考える方が自然であろう。

日本漆器とする場合、螺鈿細工で有名な地域に長崎県の長崎螺鈿や富山県の杣田細工等がある。

長崎螺鈿には、九州国立博物館が所蔵する山水花鳥螺鈿蓋付ナイフ入れ（図31）のように、整地された地面や遠景の山を青貝微塵蒔で表現する作例がある。しかし、長崎螺鈿では主に鮑貝を用いていることから、本資料が長崎螺鈿である可能性は低いだろう。

杣田細工とされる漆器にも似たような山水表現をする作例が数点ある。杣田細工の山水螺鈿漆器で年代や製作者がはっきりしている基準作は管見の限りないため、これまで杣田細工として紹介されている資料をもとに検討していく。

そもそも杣田細工は、延宝6（1674）年に富山藩2代藩主・前田正甫が青貝細工師・杣田弥兵衛（清輔）を招いたのが始まりとされる。『富山藩士由緒書』¹¹によると、弥兵衛は京都の青貝師・杣田武右衛門の門弟であるとされる。そのため、杣田細工は京漆器の流れを組むと言える。

「杣田の青貝細工」¹²にはその特徴として「大小貝殻の組み合わせが堅牢で、配色の排列、針金の象嵌、頗る精妙を極めるにある」と紹介している。また同項の中で、弥兵衛の子孫である光明（元輔）について「兄光正に就いて青貝細工を習い、青年の頃京都に出て、その技を練磨し、貝殻を殺（そ）ぐことを研究し、得る所があり、その技益世に重んぜられた」と紹介している。

この「貝殻を殺ぐ」研究が具体的にどのようなものかは不明である。しかし、貝「殻」とあることから、原貝から加飾に用いる貝に加工する技術であると考えられる。また、日本における貝の加工法は基本的には摺貝であるため、摺貝以外の技術ととらえることができる。

時代は下るが、明治期より京都で行われている螺鈿技法に「平脱螺鈿」がある。清水美象氏によると、平脱螺鈿とは夜光貝と金銀板を併用して研ぎ出し仕上げたもので、美象氏の父・秀山氏が明治年間より数十年に亘って創意と研鑽を工夫したとしている¹³。夜光貝の加工方法は煮貝と共通しており、貝を「湯焚き」して殻の部分を金槌で叩き落す「鎧皮除去」を行い、更に叩いて層状に剥離させて一枚一枚はがす「へぎ」の工程を行っている。この「へぎ」とは「剥ぐ（へぐ）」からきている言葉と思われる。

『広辞苑』では「剥ぐ（へぐ）」は「剥ぐ（はぐ）」

の変化とし、「剥ぐ（はぐ）」には「表面をむきとる。はがす。へがす。」という意味があるとしている。また、諸橋の『大漢和辞典』では「剥（剥）」の意味として「さく」や「けずる」、「むく。はぐ」等を紹介している。「けずる」は「削ぐ（そぐ）」に通じる言葉で、同じ読み・意味として「殺ぐ（そぐ）」がある。『大漢和辞典』では、「殺」の項目に「殺ぐ（そぐ）」の例示として「〔集韻〕殺、削也」を紹介している。このことから、「殺ぐ（そぐ）」には「けずる」という意味が含まれ、「けずる」は「剥」に通じる言葉と言えるだろう。

明治期に清水家で創作された平脱螺鈿技法が煮貝技法とつながるかは検討すべきところではあるが、杣田光明（元輔）が行った貝殻を殺ぐ研究とは、言葉の意味から推測すると煮貝のことではないかと思われる。

本資料は煮貝を用いているため琉球製の可能性が検討されていたが、そもそも琉球の煮貝は中国から学んできた技法であり、京漆器やその影響関係にある杣田細工でも煮貝を行っていた可能性があるのであれば、中国・日本漆器として検討の余地があるだろう。

前述のとおり杣田細工の山水螺鈿漆器には基準作となり得る資料は無いが、杣田細工とされる資料はいくつかある。

水谷秀次郎氏が所蔵する印籠コレクションをまとめた『水谷コレクション 印籠の研究』¹⁴に複数の杣田細工の印籠が掲載されている。そのうちの螺鈿山水図印籠は、整地された地面を青貝微塵蒔し、波は同じ幅の貝を密着して並べZ字または逆Z字に斜め線を効果的に配置し、木の枝は先に行くにしたがって細くなる特徴を有する。また、富山市郷土博物館が所蔵する陸奥多摩川萩之図料紙箱（図32）にも青貝微塵蒔の表現が見られる。

6. 貝摺奉行所製漆器の山水表現

すでに18～19世紀貝摺奉行所製と推定されている螺鈿漆器から山水表現の特徴を抽出し比較を行った。だが、これは螺鈿漆器以外にも共通する部分がある。

当館で所蔵する朱漆山水楼閣人物沈金料紙箱（図33・以下、沖県博沈金料紙箱）は、『琉球漆器考』

に全く同じ図案が掲載されていることから、貝摺奉行所製の沈金漆器であることが分かっている。

整地された地面は、縁に近いところほど点彫りが多くなり、内側はまばらに点彫りをやっている（図34）。財団螺鈿中央卓で見られた切貝の表現に共通する部分がある。同様の表現は、当館所蔵の朱漆山水楼閣人物沈金六角食籠（図35・以下、沖縄博沈金博食籠）や浦添市美術館所蔵の黒漆山水楼閣人物沈金中央卓（以下、浦美沈金中央卓）等にも見られる。

なお、沖縄博沈金食籠には遠景の山の表現もあり、山裾に行くにしたがってグラデーション状になるような点彫りがなされている（図36）。財団螺鈿中央卓で見られた切貝の表現に共通する部分がある。

波の表現については、パターンがあるようである。沖縄博沈金料紙箱は、直線彫りの波と波の間に一定の間隔を持たせる表現に、財団螺鈿中央卓との共通性が有る（図37）。しかし、沖縄博沈金食籠や浦美沈金中央卓は、波と波の間に一定の間隔はあるが波線彫りで表現されるという違いがある。

また、当館所蔵の黒漆山水楼閣堆錦料紙箱（図38・県指定有形文化財）や「中城御殿 玄関衝立」（沖縄県立芸術大学）等の堆錦漆器では、直線の波と波の間に一定の間隔を持たせる表現が見られる。整地された地面や遠景の山等には共通点は見られない。

現存資料では、直線で表現した波と波の間に一定の間隔を持たせる表現に螺鈿・沈金・堆錦技法である程度共通性が見られる。整地された地面や遠景の山については、切貝なのか点彫りなのかの違いはあるが螺鈿・沈金で共通性が見られる。

これらの表現は、道光・同治文書や『琉球漆器考』で見られる絵図ではほとんど図示されていない。文書史料では、整地された地面や遠景の山は輪郭線を描いただけであり、波は直線ではなく波線で表現されることが多い。このことから、加飾する段階で職人が表現を様式化して細部の表現を行っていたと考えられる。

跋

本論では、17世紀貝摺奉行所製と推定されている県指定有形文化財・黒漆山水楼閣人物螺鈿机の再検討を行った。

指定理由において高い螺鈿技術を評価した旨が記載されているが、同時期の基準作例や類例が無い状態であること、本資料にも用いられる煮貝技法が史料上では1690年に琉球にもたらされていることから、17世紀と断言することはできないことを指摘した。

また、18世紀の貝摺奉行所製山水螺鈿漆器の表現と比較した場合、整地された地面の表現、整地されていない地面や土坡等の表現、遠景の山の表現、波の表現、枝の表現において違いがあり、18世紀貝摺奉行所製山水螺鈿漆器の特徴を有しているとは言えない。18世紀の特徴がないことを理由に、17世紀貝摺奉行所製と判断しようにも、17世紀から18世紀の技術変遷が見えない現段階では、本資料を17世紀あるいは貝摺奉行所製漆器と判断するのは無理があるだろう。

むしろ、1992年指定当時と比べ科学分析や貝摺奉行所文書の分析等の研究が蓄積されてきたからこそ見えてきた疑念であるため、現状の再評価を行うことこそ後学の我々がなすことであろう。

琉球で作られたのではないとする場合、中国漆器または杣田細工やその源流とされる京漆器等の可能性が考慮される。中国・日本の螺鈿漆器も含めたさらなる検討が必要であろう。

あわせて、本資料との比較から貝摺奉行所製螺鈿漆器の山水表現として以下の5点の特徴が見えてきた。

- ① 整地された地面は縁に近い部分を方形の切貝で表現し、内側を方形の置貝で表現する
- ② 整地されていない地面や土坡等は、主に輪郭線の内側に長方形の切貝で表現する
- ③ 遠景の山は正方形の切貝の大きさを変えてグラデーション状に表現する
- ④ 波は、端になるにつれて細くなり、波と波の間には間隔を持たせる
- ⑤ 木の枝は先に行くにしたがって細くなる

①や②、④の表現は黒漆遊雁螺鈿文庫（図39・県指定有形文化財、当館所蔵）等、山水文様以外にも見られる特徴である。貝摺奉行所製螺鈿漆器を判断する目安の一つになるのではないかと考える。

また、琉球の螺鈿漆器を考える上で、現在認識さ

れている各資料の年代観について課題が見えてきた。

現在15～16世紀琉球螺鈿とされる朱螺鈿漆器に煮貝を用いている作例が複数ある。しかし、先に述べた文書記録と整合性が取れない。今後現存資料を詳細に調査、検討する必要がある。

あわせて、17世紀以前の各時代の年代観を押さえるためにも、現存資料が多数あり文書記録との比較も可能な18・19世紀の作例について整理する必要がある。

かつて日本や中国漆器ではないとの理由で琉球漆器に位置付けられた作例もあるため、今一度それらを見直すことで、東アジア漆工史における琉球漆工史を明らかにできると考える。

謝辞

本論執筆にあたり、小池富雄先生（元 鶴見大学文化財学科 教授）より柚田細工に関する資料提供、ご助言を賜った。ここに感謝申し上げる。

注

- ¹ 沖縄における戦後最初の博物館。米国海軍軍政府により設立された。1946年に沖縄民政府に移管され「東恩納博物館」と改称する。1953年に「首里博物館」と合併して「琉球政府立博物館」となり、1972年に「沖縄県立博物館」、2007年に「沖縄県立博物館・美術館」となる。これまで大嶺薫は1946年から館長を勤めていたとされてきたが、遺族の所有する当時の労務カード申請書類に1945年から館長を勤めていたとあることから、本論では同年からとしている。
- ² 沖縄県教育庁文化課『平成元年度 文化行政要覧』沖縄県教育委員会発行、1992年9月。
- ³ 沖縄県史料編纂所編集・発行『沖縄県史料 前近代一 首里王府仕置』、1981年。
- ⁴ 那覇市企画部文化振興課『那覇市史 資料篇第1巻10 琉球資料(上)』、那覇市役所、1990年9月30日。
- ⁵ 1981年刊行の『沖縄県史』には「貝摺奉行所文書」、1992年刊行の『那覇市史』には「貝摺奉行所関係文書」として京都大学所蔵の史料が紹介

されている。しかし、近年、天理大学に別の貝摺奉行所文書が現存すると確認されたため、両者を区別すべく元号を取って京都大学所蔵史料を「道光・同治文書」と通称するようになっているため、本論もそれを踏襲する。

- ⁶ 安里進、金城聡子「近世琉球王府貝摺奉行所製作の中央卓の様式―貝摺奉行所関係文書の分析―」（『漆工史』第19号、漆工史学会、1996年12月10日）。
安里進、金城聡子「近世琉球の八角・円形二段食籠の用途と様式―貝摺奉行所関係文書の分析―」（『漆工史』第21号、漆工史学会、1998年11月7日）他。
- ⁷ 拙著「18～19世紀貝摺奉行所製直方形東道盆と方形中央卓の器形・技法・文様の編年研究」（『沖縄県立博物館・美術館 博物館紀要』第16号、沖縄県立博物館・美術館、2023年3月15日）。
- ⁸ 道光・同治文書では天板を「上鏡」、地板を「下鏡」と記しているが、本論では広く東アジアの漆器を比較するため、「天板」「地板」の表現を用いる。
- ⁹ 沖縄県教育庁文化課編集『沖縄県文化財調査報告書 第147集 北京故宮博物院沖縄関連文化財調査報告書』沖縄県教育委員会発行、2008年3月。
- ¹⁰ 石澤兵吾『琉球漆器考』、東陽堂、1890年11月10日。
- ¹¹ 新田二郎編『富山藩士由緒書』越中史料集成3、桂書房、1988年7月
- ¹² 富山市史編修委員会編『富山市史』第3巻、富山市、1960年。
- ¹³ 清水美象「〔技法紹介〕平脱螺鈿技法」（『漆工史』第3号、漆工史学会、1980年12月10日）。
- ¹⁴ 清水秀次郎『水谷コレクション 印籠の研究』（非売品）京都松柏社、1988年12月19日。出版社に連絡を入れたところ、掲載されている電話番号が使用できなくなっていたため画像掲載の調整を行えなかったため、画像は掲載しない。

图版



图1 黒漆山水楼阁人物螺鈿机 全景（沖縄県立博物館・美術館）



图2 天板



图3 天板裏



図4 煮貝が用いられている土坡

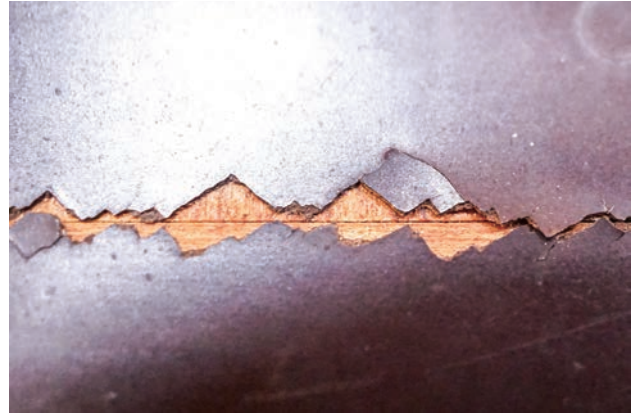


図5 木地・下地露出部分



図6 右脚外側

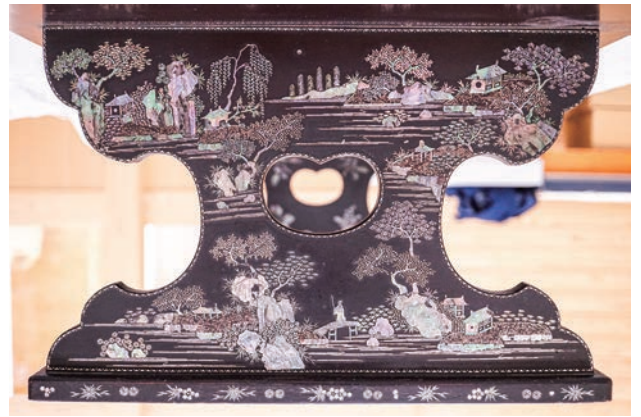


図7 左脚外側



図8 右脚内側



図9 左脚内側



図10 青貝微塵蒔された地面

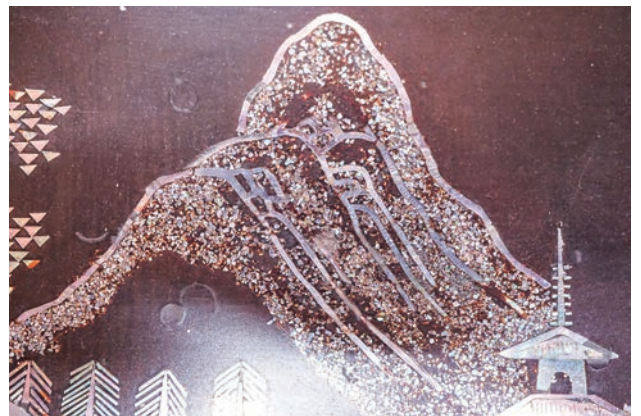


図11 青貝微塵蒔された遠景の山

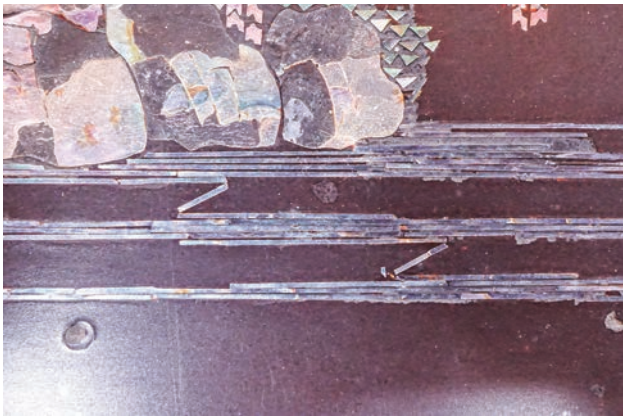


図12 波の表現



図13 同じ太さで表現される木の枝の先



図14 黒漆山水樓閣螺鈿中央卓 ((一財)美ら島財団)



図15 天板



図16 天板尻、格狭間



図17 幕板、脚



図18 地板



図19 地板側面、框、足

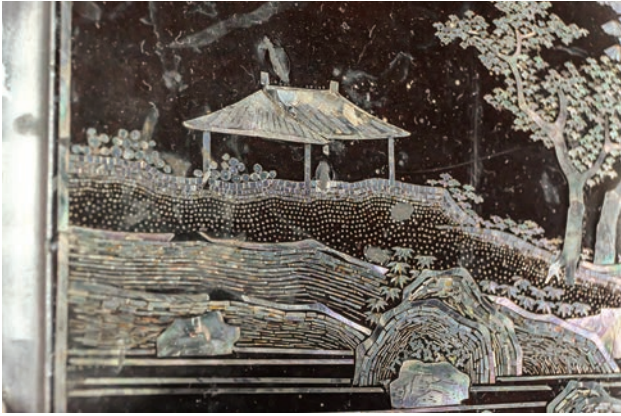


図20 切貝による整地された地面の表現



図21 切貝による土坡等の表現

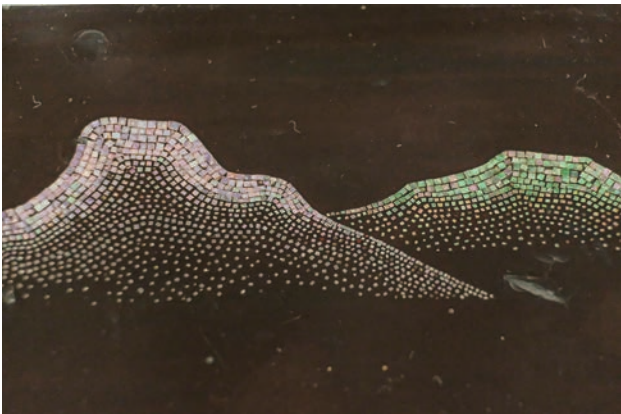


図22 切貝による遠景の山の表現



図23 間隔を持たせ両端が細くなる波の表現



図24 先に行くにしたがって細くなる枝の表現



図25 朱漆牡丹尾長鳥螺鈿卓(浦添市美術館)

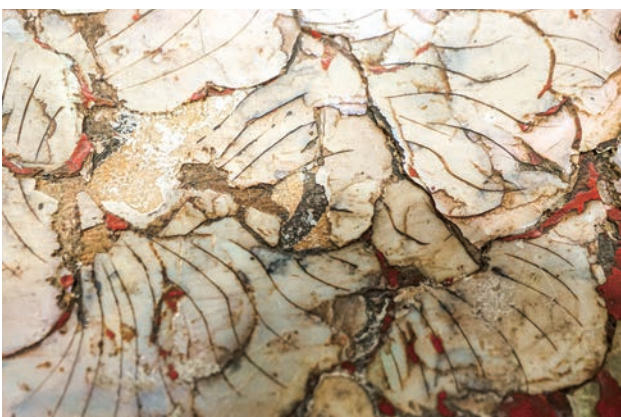


図26 煮貝部分拡大



図27 中城御殿 黒塗青貝中央卓
(沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館)



図28 『琉球漆器考』「天保三年製大形中央卓」

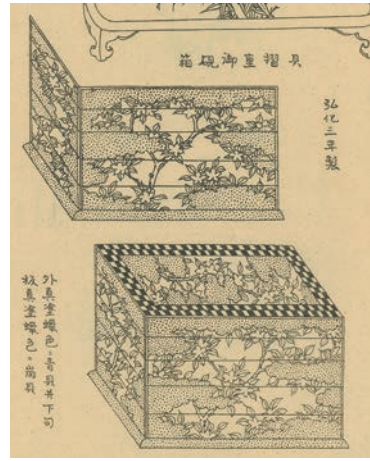


図29 『琉球漆器考』「弘化三年製貝摺重御硯箱」



図30 山水草虫螺鈿角鉢
(東京国立博物館 (出典: ColBase (<https://colbase.nich.go.jp>)))



図31 山水花鳥螺鈿蓋付ナイフ入れ
(九州国立博物館 (出典: ColBase (<https://colbase.nich.go.jp>)))



図32 陸奥多摩川萩之図料紙箱 (富山市郷土博物館)



図33 朱漆山水楼閣人物沈金料紙箱
(沖縄県立博物館・美術館)



図34 朱漆山水楼閣人物沈金料紙箱
整地された地面の部分拡大



図35 朱漆山水楼閣人物沈金六角食籠
(沖縄県立博物館・美術館)



図36 朱漆山水楼閣人物沈金六角食籠
遠景の山の部分拡大



図37 朱漆山水楼閣人物沈金料紙箱
波部分の拡大



図38 黒漆山水楼閣人物堆錦料紙箱
(沖縄県立博物館・美術館)



図39 黒漆遊雁螺鈿料紙箱 (沖縄県立博物館・美術館)

表1 貝摺奉行所製と推定される山水螺鈿漆器

番号	資料名	所蔵	その他
1	黒漆山水楼閣螺鈿中央卓	(一財) 沖縄美ら島財団	所蔵番号：133、 今回の比較資料である財団螺鈿中央卓
2	黒漆山水楼閣螺鈿中央卓	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	
3	黒漆山水楼閣人物螺鈿中央卓	(一財) 沖縄美ら島財団	所蔵番号：444
4	黒漆山水楼閣人物螺鈿中央卓	浦添市美術館	所蔵番号：漆-496
5	黒漆山水楼閣螺鈿中央卓	浦添市美術館	所蔵番号：漆-1144
6	中城御殿 黒塗青貝中央卓	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	『沖縄文化の遺宝』No.244
7	中城御殿 御祭行事御道具 黒塗青貝食籠	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	『沖縄文化の遺宝』No.282
8	読谷山御殿 黒塗青貝食籠	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	『沖縄文化の遺宝』No.296
9	宜野湾御殿 黒塗青貝食籠	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	『沖縄文化の遺宝』No.308
10	黒漆樹下人物葡萄螺鈿沈金八角食籠	浦添市美術館	『きらめきで飾る 螺鈿の美をあつめて』No.48
11	黒漆山水人物螺鈿八角食籠	浦添市美術館	所蔵番号：漆-185
12	黒漆山水楼閣人物螺鈿八角食籠	(一財) 沖縄美ら島財団	『きらめきで飾る 螺鈿の美をあつめて』No.49
13	朱黒漆樹下人物螺鈿沈金食籠	東京国立博物館	所蔵番号：H-4488
14	黒漆山水楼閣人物螺鈿八角食籠	秋田県立博物館	
15	黒漆山水人物螺鈿衝立	静嘉堂文庫美術館	
16	黒漆山水楼閣人物螺鈿硯屏	(一財) 沖縄美ら島財団	『きらめきで飾る 螺鈿の美をあつめて』No.40
17	黒漆山水人物螺鈿料紙箱	浦添市美術館	『きらめきで飾る 螺鈿の美をあつめて』No.42
18	黒漆山水七宝繫螺鈿文庫	浦添市美術館	『きらめきで飾る 螺鈿の美をあつめて』No.43
19	黒漆山水人物螺鈿楕円膳	浦添市美術館	『きらめきで飾る 螺鈿の美をあつめて』No.54
20	黒漆山水螺鈿印籠	浦添市美術館	所蔵番号：漆-85
21	黒漆山水螺鈿印籠	浦添市美術館	所蔵番号：漆-86
22	黒漆山水螺鈿印籠	浦添市美術館	所蔵番号：漆-87
23	黒漆山水螺鈿印籠	浦添市美術館	所蔵番号：漆-88
24	黒漆山水楼閣人物螺鈿印籠	沖縄県立博物館・美術館	所蔵番号：8137
25	黒漆山水楼閣人物螺鈿印籠	沖縄県立博物館・美術館	所蔵番号：12928
26	識名園離宮 黒塗青貝提重箱	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	『沖縄文化の遺宝』No.314～318
27	識名園離宮 黒塗青貝提重箱	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	『沖縄文化の遺宝』No.319
28	黒漆山水楼閣螺鈿提重	(一財) 沖縄美ら島財団	『きらめきで飾る 螺鈿の美をあつめて』No.55

※1 鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』岩波出版 1982年

※2 『きらめきで飾る 螺鈿の美をあつめて』九州国立博物館編集／発行 2016年

